

重要事項説明書

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設介護サービス利用契約書)

あなたに対するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたり、介護保険法に関する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号）第169条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人昌明福祉会
法人所在地	名古屋市港区寛政町6丁目10番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 水谷昌明
電話番号	052-381-4122

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム第Ⅱ港寿楽苑
施設の所在地	名古屋市港区寛政町1丁目32番地
施設長名	施設長 水谷昌明
電話番号・FAX番号	(電話) 052-659-6700 (FAX) 052-659-1900
事業の種類・利用定員	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設・29人
指定年月日・指定番号	平成26年4月1日・2391100183

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		名古屋市の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設	平成26年4月1日	2391100183	29人
居宅	ユニット型短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護	平成26年4月1日	2371102027	10人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。
-------	---

施設運営の方針	当施設にあつては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、名古屋市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、いきいき支援センター（地域包括支援センター）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
---------	---

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物の概要

敷地	1, 695.86㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建（耐火建築）
	延べ床面積	2, 289.78㎡
	利用定員	29名

(2) 居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数等	面積
居室（個室・洗面台付き）	29室	10.81㎡～13.92㎡
共同生活室	3ユニット	42.11㎡
調理室	1室	115.54㎡
医務室	1室	9.70㎡
浴室	4室	40.64㎡
機械浴室	2室	45.82㎡
トイレ（車いす対応）	11室	41.80㎡

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1			1	1	本体施設の管理者
生活相談員	1	1				1	1.0以上	介護支援専門員
介護職員	21	18		3		19.6	10.0以上	介護福祉士16名
看護職員	1		1			1.0	1.0以上	正看護師
機能訓練指導員	1		1			1	1以上	作業療法士
介護支援専門員	1	1				1	1以上	本体施設の介護支援専門員
医師	2			2			必要数	内科・精神科
管理栄養士	1	1				1	1以上	管理栄養士
事務員	2			2				

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。（令和6年4月1日現在）

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	9:00～18:00常勤で勤務	4週8休
生活相談員	9:00～18:00常勤で勤務	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（ 7:00～16:00） ・日勤（ 9:00～18:00） ・遅番（13:10～22:10） ・夜勤（22:05～ 7:05） ・昼間は、原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をします。 ・夜間は、原則として職員1名あたり利用者20名のお世話をします。 	原則として、 4週8休
看護職員	8:30～17:30常勤で勤務 ・夜間については、自宅待機を行い緊急時に備えます。	4週8休
機能訓練指導	9:00～18:00	
介護支援専門員	9:00～18:00 本体施設職員が担当	4週8休
医師	週1日（水曜日）14:00～16:00（内科） 月2回（水曜日） 9:30～10:30（精神科）	
管理栄養士	9:00～18:00 本体施設職員が担当	4週8休

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内 容
受入対象の方	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の方 ・要介護1又は2の方であって、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して、生活リズムに合わせて食べていただけるように配慮します。 （食事時間）※目安となっています。 ・朝食7:15～ ・昼食11:15～ ・夕食17:15～
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日4回程度の交換を行うとともに、必要に応じてこれを超えて交換を行います。
入浴・清拭	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は週1回、汚れている場合は随時交換いたします。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 ・内服薬等は看護職員が中心となり適切に管理し、処方箋の指示通りに使用いたします。 (当施設の嘱託医師) 氏名：水谷秀子 診療科：内科・眼科（所属病院：水谷医院） 診察日：毎週水曜日 14：00～16：00
看取りについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「看取りに関する指針(別紙1)」に基づき、できるかぎりご本人・ご家族の意向に沿ったサービスを最期まで提供いたします。
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の状態に応じた栄養計画を管理栄養士が作成し、それに基づいて、安全な食事を常時提供していきます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 川崎 悟
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。 管理する金銭の限度額：1,000,000円までとします。 管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。 お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印（原則として、1つ） 保管場所：通帳は、特別養護老人ホーム港寿楽苑事務室大金庫 印鑑は、特別養護老人ホーム第Ⅱ港寿楽苑小金庫 保管管理者：施設長が責任をもって管理します。 出納方法：別添えの「預り金管理要領」のとおり。

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (地域密着型介護サービス費の負担割合額と食事・居住費にかかかる標準負担額の合算額)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (地域密着型介護サービス費の基準額に同じ)

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
居住費	・日額 2,300円 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
居室料負担金	・入院外泊時(7日目以降)日額 2,300円 ただし、居室を空所利用短期入所に使用した場合は徴収しない。
食費	・日額 1,445円 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
金銭管理サービス	・基本サービス料 月額 1,500円(税抜) ※このサービスの利用については、別途申込書にて申し込みください。
理容・美容サービス	・美容サービス 1,782円(内税) ・理容サービス 1,584円(内税) ・顔そり 594円(内税)
個人専用の家電製品の持込使用料	・日額 電気代相当額(税抜) $\text{消費電力(W)} \times \text{使用時間(20時間)} \div 1,000 \times \text{電気料金単価(22円)}$ で計算します。(10円未満切り捨て)

(3) 利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担していたことが適当であるもの (すべて実費)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の身の回り品 ・教養娯楽として日常生活に必要なもの ・健康管理費 ・私物のクリーニング代(外部のクリーニング店が行うもの) ・外出、外泊、入院中のオムツ代 ・行政手続きの費用 ・個人の嗜好による「贅沢品」 ・個別の希望に応じて立替払いで購入した費用 ・全く個人の希望に応じ、施設が代わって購入する雑誌、新聞等の代金

	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるもの
契約終了後の残置物処分サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2, 000円（税抜） リサイクル・粗大ゴミの対象となるものは含まれません。

10 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	<p>受付担当者 生活相談員 川崎 悟</p> <p>ご利用時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>ご利用方法 電話 052-659-6700</p> <p>面接 事前予約必要</p> <p>苦情箱（2階3階介護職員室前に設置）</p> <p>解決責任者 施設長 水谷昌明</p> <p>第三者委員 野澤 佐吉</p> <p>（住所：静岡県浜松市北区引佐町白岩 419 番地TEL053-542-0413）</p> <p>鬼頭 敬</p> <p>（住所：名古屋市港区須成町 3-65 TEL:052-654-2555）</p>
その他の苦情申立先	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県運営適正委員会（愛知県社会福祉協議会内） （TEL：052-202-0167） ・名古屋市港区西部いきいき支援センター（TEL：052-381-3260） ・名古屋市港区東部いきいき支援センター（TEL：052-651-0568） ・愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 （TEL：052-971-4165） ・港区役所介護保険課（TEL：052-654-9709） ・名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 （TEL：052-959-2592）

11 第三者評価の実施状況

実施状況	毎年継続して実施
評価機関名称	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
実施期間	令和5年10月16日から令和5年11月30日
評価結果の公表	令和6年6月
評価結果の開示状況	「NAGOYA かいごネット」や市が発行する各種冊子で公表

1 2 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人親和会 富田病院
院長名	松本龍夫
所在地	名古屋市中川区かの里一丁目 301 番地
電話番号	0 5 2 - 3 5 3 - 2 2 5 1
診療科	内科・放射線科・神経内科・理学療法科

1 3 協力歯科医療機関

名称	おはよう歯科
院長名	富田大一
所在地	名古屋市中川区南十一番町 3 丁目 5 番地 2 グランドハイツ南十一番町
電話番号	0 5 2 - 3 5 5 - 9 9 8 8

1 4 身体拘束

1	施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
2	施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
一	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
二	身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
三	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 5 業務継続計画の策定等

1	施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2	施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3	施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16 事故発生時の対策

事故発生時の対応	サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに家族や身元保証人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
賠償責任について	事業者のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって賠償責任を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。事業者は万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険に加入しております。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム第Ⅱ港寿楽苑 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	地元協力者（町内会長）に協力依頼。 港消防署荒子川出張所（最も近い署）と連携を保ちます。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム第Ⅱ港寿楽苑 消防計画」にのっとり年3回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	10箇所
	非難階段	2箇所	非常通報装置	あり
	自動火災報知機	あり	漏電警報機	あり
	誘導灯	33箇所	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成26年4月1日 防火管理者：伊東 武			

18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。 面会時間：平日の10時～15時(電話で事前予約制) 来訪時間：平日の9時半～17時
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間等を外出届、外泊届に記入し職員に届け出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	嘱託医師、協力病院の医師の指導ではなく、利用者の方やご家族のご希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族で対応をお願いいたします。また診療結果、処方薬等については職員にお申し出ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所及び時間以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の管理	原則利用者及びご家族、身元引受人の方の管理とし、必要に応じて職員が支援させていただきます。利用者ご本人の管理による紛失、盗難等に関して、当施設は一切責任を負いません。 個人での必要物品においては、原則ご家族、身元引受人の方に用意させていただきます。衣類等も季節に応じての入替をお願いします
現金等の管理	現金、預金、印鑑等をお預かりし、当施設で管理することができます。なお、利用者ご本人が管理される場合には、紛失、盗難等に関して、当施設は一切責任を負いません。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。なお、個人の範囲内での信条、宗教を制限するものではありません。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
健康保持	利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診をお願いします。
衛生保持	利用者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力をお願いします。
禁止行為	宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。 指定した場所以外で火気を用いること。 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

19 入院等による空床型短期入所生活介護の使用

入院等により空室になった居室は空床型短期入所生活介護として使用します。
その場合私物に損害が発生しないように対処します。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名_____氏名_____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

署名を代行した理由 _____ 高齢の為

身元引受人等 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

注 施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。